

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター建設工事に係る
設計・施工監理業務委託
仕様書
(案)

令和 6 年度
川越市 環境部 環境施設課

第1章 総 則

第1節 業務の目的

本業務は、本市が計画している（仮称）川越市汚泥再生処理センター建設工事（以下「本工事」という。）に際して、本市監督員（以下「監督員」という。）を補佐し、又は助言することにより、計画に示された工事の内容が設計及び施工の過程において適正に実施され、所定の性能、安全性及び維持管理の容易性を有した施設となるように寄与することを目的とする。

第2節 業務名

（仮称）川越市汚泥再生処理センター建設工事に係る設計・施工監理業務委託

第3節 業務場所

川越市大字大仙波 1 2 4 9 番地 1 ほか

第4節 履行期間

契約締結日 から 令和 1 0 年 3 月 2 8 日まで

第5節 工事の概要

(1)対象施設：（仮称）川越市汚泥再生処理センター

(2)施設規模：122k1/日

《内訳》

- ・ し尿：4k1/日
- ・ 浄化槽汚泥：110 k1/日
- ・ 農業集落排水汚泥：7 k1/日
- ・ 雑排水：1 k1/日

(3)処理方式

水処理：固液分離・希釈放流方式

資源化：助燃剤化

(4)事業方式：DBO 方式

第6節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関係する法令規則、細則、通知等を守らなければならない。

第7節 業務管理

- (1)受注者は、業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下、「管理技術者」という。）を配置しなければならない。
- (2)管理技術者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

第8節 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受注者が行うこととするが、本市が所有し、業務の遂行に必要な資料はこれを貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ本市に提出し、業務完了と同時に返却しなければならない。

第9節 中立性の堅持

受注者は、常に中立性を厳守しなければならない。

第10節 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。

第11節 再委託について

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、本市の承諾を得る必要がある。

第12節 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、法令に基づく官公庁の届出等に必要な書類の検討及び審査を行わなければならない。

第 1 3 節 循環型社会形成推進交付金申請支援

受注者は、循環型社会形成推進交付金の申請に必要な書類の作成を行う。

第 1 4 節 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し、以下の書類を発注者に提出するものとする。なお、受理された事項を変更しようとする場合には、その都度発注者の承諾を受けなければならない。

(1) 着手時の提出書類

- ① 委託業務実施計画書（指定様式）
- ② 管理技術者等通知書（指定様式）
- ③ 担当技術者等通知書（任意書式）※資格証の写し、経歴書の添付
- ④ 工程表
- ⑤ その他発注者が必要と認める書類

(2) 完了時の提出書類

① 成果品

ア 設計監理業務

（ア）実施設計図書審査結果報告（図書審査の都度提出）

（イ）施工承諾申請図書等審査結果報告（図書審査の都度提出）

イ 施工監理業務

（ア）施工状況等検査報告（出向又は検査の都度提出）

ウ 監理実績年度報告書 A4 版 ● 部

- ② 委託業務実施報告書（指定様式）
- ③ 議事録
- ③ その他発注者が必要と認める書類

第 1 5 節 業務委託料の支払い

3 回払い

支払予定月 令和 8 年 4 月（令和 7 年度分）

 令和 9 年 4 月（令和 8 年度分）

 令和 1 0 年 4 月（令和 9 年度分）

第2章 業務内容

第1節 本業務の技術者

本業務の管理技術者は、次の資格及び業務の実績を有する技術者を配置できる者であること。また、配置予定管理技術者及び担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。（直接的かつ恒常的な雇用関係とは、開札日以前に申請者と1年以上の恒常的な雇用関係があることをいう）。なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。原則として、管理技術者及び担当技術者の変更は認めない。ただし、病休・死亡・退職等、真にやむを得ない理由により技術者を変更する場合には、その理由及び新たに配置する技術者が該当する資格要件をすべて満たすことを証明する書類を発注者に提出し、承諾を受ける。

(1)管理技術者及び照査技術者

技術士法で定める技術士（衛生工学部門の「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」のいずれか）の資格を有する者で、かつ、管理技術者は、汚泥再生処理センター整備事業（助燃剤に限る。）の新設において、設計・施工監理業務の実務経験（平成26年度以降に完了したものに限る。）を有する者。

(2)プラント技術者

汚泥再生処理センター整備事業（助燃剤に限る。）の新設において、設計・施工監理業務の実務経験（平成26年度以降に完了したものに限る。）を有する者。

(3)土木・建築技術者

建築士法で定める1級建築士の資格を有する者で、かつ、汚泥再生処理センター整備事業（助燃剤に限る。）の新設において、設計・施工監理業務の実務経験（平成26年度以降に完了したものに限る。）を有する者。

(4)電気・計装設備技術者

汚泥再生処理センター整備事業（助燃剤に限る。）の新設において、設計・施工監理業務の実務経験（平成26年度以降に完了したものに限る。）を有する者。

第2節 設計監理業務

設計監理業務は、工事受注者から本市に提出される「実施設計図書」、「施工承諾申請図書」及び「その他の承諾申請図書」を審査する業務である。また、工事施工に必要な官公庁等への届出又は申請書類に関する図書等について、その内容を検討し審査する業務である。

(1) 業務の内容

要求水準書等において定性的に指示された事項のうち、実施設計において工事受注者がより具体的に設計した事項について、その妥当性（施設の全体計画、施設の機能性及び維持管理の容易性）を検討し、本市の意図を反映した設計となっていることを確認する。

審査対象となる実施設計図書は、以下のとおりとする。

- (ア) 工事概要説明書
- (イ) 設計計算書
- (ウ) フローシート
- (エ) 設備仕様書
- (オ) 土木・建築設計図
- (カ) 機器配管設備図
- (キ) 電気計装設備図
- (ク) 工事工程表
- (ケ) 設計内訳書
- (コ) 測量図
- (サ) 官公庁等への届出又は許認可申請書類
- (シ) その他本市が指示する図書

(2) 実施方法

- (1) 工事受注者との設計協議の場に参加し、監督員を補佐する。
- (2) 工事受注者に対する改善指示や必要な指摘を的確に行うものとする。
- (3) 打合せ事項及び会議内容、改善指示事項等については、議事録を作成し本市に提出すること。

第3節 施工監理業務

施工監理業務は、本工事における施工に際し、本市が行う「監督業務」及び「検査業務」を、専門的かつ技術的側面から補佐し、助言する業務である。また、設計図書及び施工計画書等に沿った適正な施工が行われていることの確認を行う業務である。

(1) 業務の内容

本業務は、施設の施工を実施設計図書及び施工図等に適合させるとともに、建築物の質的向上に努めるべく、工事監理を行うものとする。また、施工中における各種検査（工場検査を含む）、試運転及び性能試験等の立会いを行うものとする。

審査対象となる施工承諾申請図書は、以下のとおりとする。

- (ア) 総合施工計画書
- (イ) 機器詳細図
- (ウ) 施工計画書、施工要領書（各種：工程表、安全管理、品質管理要領を含む）
- (エ) 検査要領書
- (オ) 検討書、計算書
- (カ) その他本市が指示する図書

その他の承諾申請図書は、以下のとおりとする。

- (ア) 試運転計画書、試運転要領書及び試運転結果報告書
- (イ) 本市職員に対する運転指導計画書
- (ウ) 引渡性能試験計画書、引渡性能試験要領書及び引渡性能試験結果報告書
- (エ) 完成図書
- (オ) その他本市が指示する図書

(2) 実施方法

- (1) 定例会議を毎月1回程度、監督員の立会いのうえ行うものとする。
- (2) 工事受注者に対する改善指示や必要な指摘を的確に行うものとする。
- (3) 施工状況に関する検査報告書、各種立会い検査に関する検査報告書及び協議に係る議事録をとりまとめて速やかに本市に提出する。